業務委託契約書

委託者 (以下「甲」という。)と受託者

(以下「乙」という。)

は、甲の業務委託に関し、以下のとおり契約を締結する。

第1条(目的)

甲は、乙に対し、第2条の業務を委託し、乙はこれを受託する。

第2条(業務の内容)

- 1 甲が乙に委託する業務(以下「本業務」という。)は次のとおりとする。
 - ①海外における金融商品に関する甲への情報提供
 - ②甲が海外の金融商品を購入する際に必要な手続きに関する英訳サポート
- 2 甲及び乙は、本業務が金融商品の媒介、取次ぎ、募集行為を行うものではなく、また、投資判断に関する助言を行うものでも、投資運用を行うものでもないことを確認する。
- 3 甲は、乙に対し、金融商品取引法その他関係法令に違反する行為を求めてはならない。

第3条(善管注意義務)

乙は、甲に対し、善良なる管理者の注意をもって本業を遂行するものとする。

第4条(委託料)

- 1 甲は、乙に対し、委託料を支払うものとし、その金額は11,000円(税込)とする。
- 2 経済事情の変動等により前項の委託料が不相当となったときは、甲乙協議のうえ、これを 改定できるものとする。
- 3 甲は、乙に対し、第1項の委託料を乙の指定する方法により速やかに支払うものとする。

第5条(再委託)

乙は、自己の責任において、本業務の全部又は一部を第三者に再委託できるものとする。

第6条(秘密保持等)

- 1 秘密情報とは、乙の保有する業務上の一切の知識及び情報で、乙が甲に開示した時点において乙が秘密として取り扱っているものをいう。ただし、次の各号に該当することを甲が立証できた情報を除くものとする。
 - ①甲が乙より開示を受けた時点において既に公知となっているもの。
 - ②甲が乙より開示を受けた後、公知となったもの。
 - ③甲が乙より開示を受けた後、乙以外のものから秘密保持義務を負うことなく適法に取得したもの。
 - ④甲が乙より開示を受ける前に甲が自ら適法に取得し、又は正当な権利を有する第三者より 正当な手段により取得していたもの。
- 2 甲は、秘密情報を厳に秘匿し、乙の事前の書面による承諾なく、第三者に開示、提供、漏洩(以下「秘密情報の漏洩等」という。)してはならないものとする。但し、裁判所の命令その他の公的機関による法令に基づく開示の要求があった場合、乙に対して事前に通知したうえで、必要最小限の範囲で開示する場合はこの限りではない。
- 3 甲は、秘密情報を、本契約に従事し、かつ当該秘密情報を知る必要のある者に限り、必要 な範囲内でのみ開示することができる。
- 4 甲は、秘密情報の漏洩等について全責任を負うものとし、かつ前項により開示した者に対

し本条の甲の義務を遵守させなければならない。

- 5 甲が本条に違反して秘密情報の漏洩等をし、又はその恐れが生じた場合、乙は、甲に対し、その行為の差止めを請求することができる。
- 6 甲及び乙は、本契約を履行する過程において知り得た相手方の有するノウハウなどの秘密性のある情報を第三者に提供、開示、漏洩し、又は自ら本契約履行以外の目的で使用してはならないものとする。
- 7 甲は、本契約の内容及び本業務の内容についてみだりに口外してはならないものとする。
- 8 本条は本契約終了後も有効に存続するものとする。

第7条(不可抗力)

天変地変その他乙の責めに帰すべからざる事由により、本業務の全部又は一部の履行の遅延 又は不能が生じたときには、この契約はその部分について、当然に効力を失い、乙はその責を 負わないものとする。

第8条(解除)

- 1 甲又は乙は、相手方が本契約に違反し、相当の期間を定めて相手方に催告を行ったにもかかわらず是正されない場合、本契約を解除することができる。
- 2 甲又は乙は、相手方が次の各号の一に該当するときは、何らの催告なくただちに本契約を 解除することができるものとする。
 - ①手形、小切手の不渡を出し、銀行取引停止処分を受けたとき
 - ②差押、仮差押、仮処分、担保権の実行、滞納処分等を受けたとき
 - ③破産、民事再生、会社更生又は特別清算等の申立を受け、又は自ら行ったとき
 - ④解散の決議を行ったとき
 - ⑤甲又は乙の信用を害し又は害する恐れのある行為を行ったとき
 - ⑥その他前各号に準ずる事態が生じたとき
- 3 第9条にかかわらず、乙は、甲に対し、1カ月前までに通知することにより、本契約を解除することができるものとする。

第9条(契約期間)

本契約の有効期間は、本契約締結日から1年間とする。但し、期間満了の3カ月前までに甲乙双方から何ら申し出のないときは、本契約は期間満了の翌日から同一条件にて更新するものとし、以後も同様とする。

第10条(損害賠償責任)

甲及び乙は、本契約の履行にともない、相手方に損害を生じさせた場合、これを賠償するものとする。ただし、乙の負担する損害賠償の範囲は、委託料の累積額を上限とする。

第11条 (譲渡の禁止)

甲及び乙は、本契約上の地位、本契約に基づく権利義務の全部又は一部を、相手方の書面による事前の承諾がない限り、第三者に譲渡、貸与もしくは担保の目的に供してはならないものとする。

第12条(反社会的勢力の排除)

1 甲及び乙は、相手方に対し、現在、自ら及び関係者(役員、従業員、関連会社及び委託先等)が次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないこ

- とを確約する。
- ①暴力団
- ②暴力団関係企業
- ③総会屋等
- ④社会運動等標榜ゴロ、または政治活動標榜ゴロ
- ⑤特殊知能暴力集団等
- ⑥その他前各号に準ずる者
- ⑦前各号の構成員
- 2 甲及び乙は、相手方に対し、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を、いかなる者に対しても行わないことを確約する。
 - ①法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ②取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - ③風説を流布し、偽計を用い、または威力を用いて相手方の信用を毀損し、もしくは相手 方の業務を妨害する行為
 - ④その他、前各号に準ずる行為
- 3 甲及び乙は、自ら又は関係者(役員、従業員、関連会社及び委託先等)が、第1項各号のいずれかに該当し、または第2項各号のいずれかに該当する行為(以下、違反行為という。)をし、もしくは本条第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告(以下、虚偽申告という。)をしたことが判明したときは、相手方への催告を行うことなく、本契約の全部をただちに解除ができるものとする。これにより違反行為、または虚偽申告を行なった当事者に損害が生じた場合でも、他方当事者は、なんらの責任も負担しないものとする。

第13条(協議事項)

本契約に定めのない事項又は本契約の条項の解釈に関して疑義が生じたときは、その都度、 甲乙誠意をもって協議し解決するものとする。

第14条(合意管轄)

甲及び乙は、本契約に関して紛争が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意 管轄裁判所とすることに合意する。

以上、本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

(氏 名)

西暦

甲 ; (住 所)
(氏 名)
①
(氏 名)

(FJ)